

第7号議案

愛南町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部
改正について

上記の議案を提出する。

愛南町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
愛南町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(令和6年愛南町条例第5号)
の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 前号に掲げるもののほか、その業務の全部又は一部が町の事務又は事業と
密接な関連を有する法人

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月7日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定める必要がある
ため。

愛南町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)、(2) 略 <u>(新設)</u></p> <p>2、3 略 以下 略</p>	<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)、(2) 略 <u>(3) 前号に掲げるもののほか、その業務の全部又は一部が町の事務又は事業と密接な関連を有する法人</u></p> <p>2、3 略 以下 略</p>